

- 資産運用
- 年金財政
- 年金制度
- その他

【DC拠出限度額見直し】 企業型DC未実施企業でも影響する「DB掛金相当額」、その対応は？

Topic

2021年9月1日にDC拠出限度額の見直し等に係る改正政令が公布され、2024年12月1日に施行されます。DC拠出限度額（月額）について、現行はDB部分が一律2.75万円と評価されていますが、この改正により新たに実施企業ごとのDB部分の拠出額に相当する額（以下「DB掛金相当額」という）を算定することになります。この改正が企業型DC・iDeCoの拠出限度額へ与える影響等について解説します。



年男(としお) 人事・労働部門の若手社員。昨年から退職金・企業年金を担当する。おっとりした面もあるが、前向きに勉強する青年。

数子(かずこ) 退職金・企業年金担当のベテラン社員。初めての部下、年男を育成中。その熱心さゆえ、厳しい面が出てしまうこともあるが、後輩想いの女性。

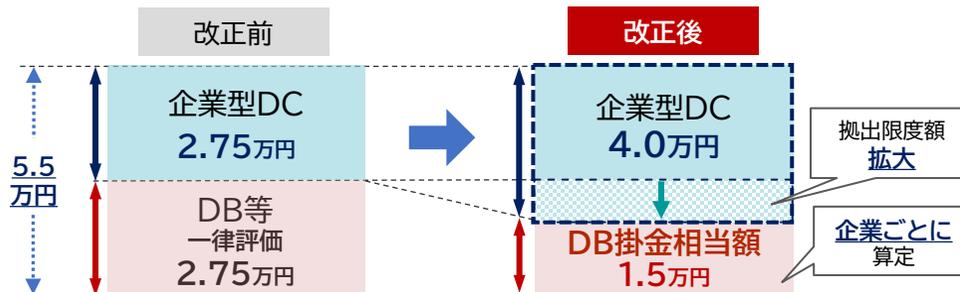
そもそも「DB掛金相当額」とは？

「昨年度、幹事会社から当社のDB掛金相当額は1.5万円と連絡を受けました。ところで、DB掛金相当額ってなんでしたっけ？」

DB掛金相当額は、実施するDBの給付に対して事業主が拠出したとみなされる額のこと、DBに直接影響はなく、DCの拠出限度額に影響するのよ。企業型DCの拠出限度額について、現行は「DB等を実施しない場合は5.5万円、DB等を併用している場合はDB等の給付水準にかかわらず一律2.75万円」となっているけど、改正後のDC拠出限度額は「5.5万円からDB掛金相当額を控除した額」になるのよ。

ということは…、当社はDB・DC制度を併用しているから、当社の企業型DCの拠出限度額を2.75万円から4.0万円に拡大できますね。

<DB・DC 併用例>

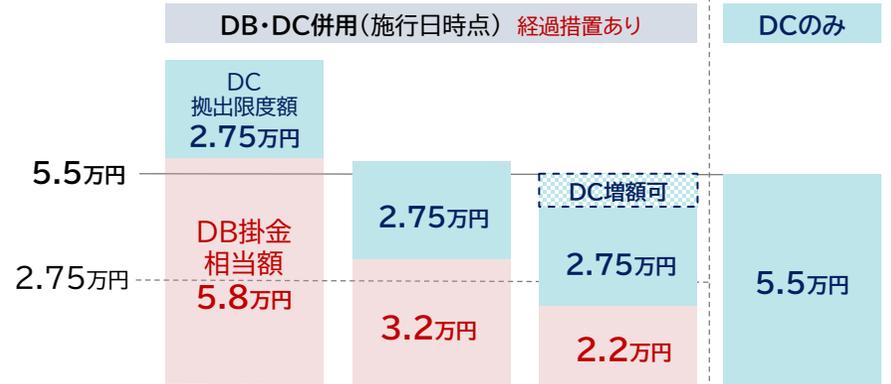


そうなるわね。でも、DB掛金相当額は固定ではなくて財政再計算ごとに再算定されるから、それを踏まえた見直しの検討が必要になるわね。

DB掛金相当額の算定による影響は？

例えば、DB掛金相当額が2.75万円を超える場合はどうなるのでしょうか？

<DB掛金相当額水準別 DC拠出限度額への影響>



施行日にDB・DCを併用している場合は経過措置が適用されるから、DB掛金相当額が2.75万円を超える場合でも、2.75万円までのDC拠出が可能なのよ。ただし、施行日以降にDBまたはDCの制度設計の見直しを行った場合には、原則、経過措置の適用は終了となるから注意が必要ね。

なるほど。基本的には、DB掛金相当額を踏まえてDC制度等の見直しを検討する必要がありますね。



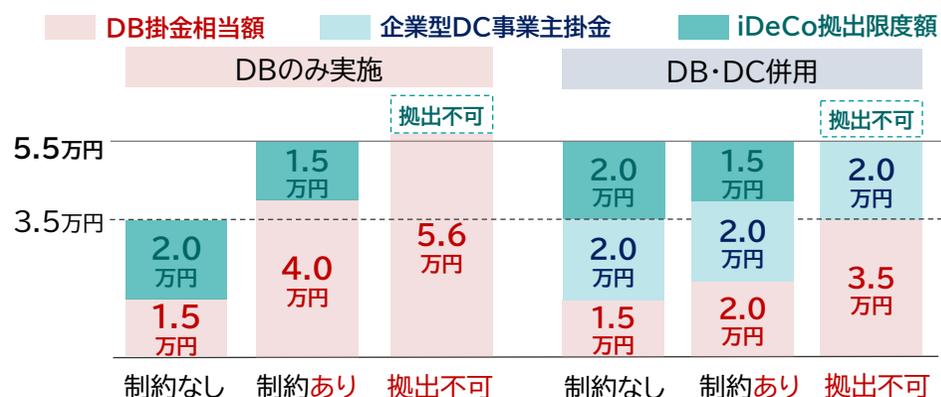
そういえば、同期からiDeCo加入の相談を受けたのですが、影響はありますか？

良い質問ね！実はiDeCoにも影響があるわ。施行日以降のiDeCoの拠出限度額は、「5.5万円からDB掛金相当額と企業型DC事業主掛金額を控除した額」となるの。要は、5.5万円のうち、DB部分と企業型DC部分を除いて余った枠での拠出が可能、ということ。上限は2.0万円よ。



iDeCo拠出限度額(月額) = 5.5万円 - (DB掛金相当額 + 企業型DC事業主掛金額)
※上限2.0万円、最低掛金5千円

<iDeCo拠出限度額への影響(例)>



企業型DCのような経過措置はないんですか？

iDeCoには経過措置がないのよ。だから、DB掛金相当額と企業型DC事業主掛金額によってはiDeCoの利用が制限される場合があるの。私たちはこれから入社する人も含めて、再度「DB掛金相当額」を従業員にしっかり周知しないとイケないわね。

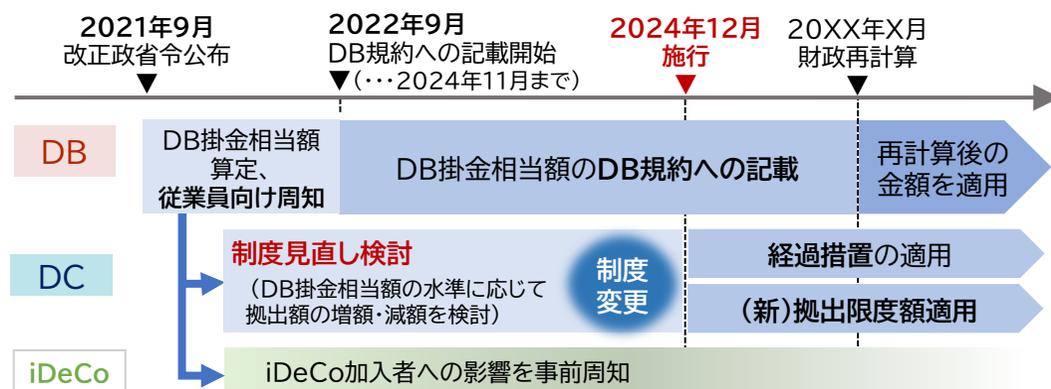


2024年12月の施行日はずいぶん先のように思いますが・・・

今回の改正内容を踏まえて、もし企業型DCの制度変更を行うのであれば、労働協約の見直し、予算の検討などもあるから少なくとも1年程度の期間を見込んだ方が良さわ。さらに労使協議や従業員への周知期間等も考慮すると、しっかり検討することは必要だけど、ゆっくりはしてられないわね。



<拠出限度額見直しに関するスケジュール例>



ちなみに、DBの給付設計の見直しが必要ということではないですね？

そうね。ただ、DBやDCの制度変更を予定している場合は、今回の改正内容を踏まえた検討が必須ね。企業にとっては、従業員のための退職金制度の在り方をあらためて考える機会にもなるわ。



当社のようなDB掛金相当額の水準であれば、今回の改正でDC掛金を増額する検討が出来そうですね。当社の参考になる事例があるかもしれないので、今度すみせいさんに相談してみよっと！



【企業型DCの新設・掛金増額等については、当社担当者までご相談ください。】

「企業年金REPORT 2023」

住友生命では、企業年金の情報冊子「企業年金REPORT」を毎年発行しています。電子ファイルでお届けしますので、こちらの[リンク](#)または右のQRコードからご覧下さい。
※本資料に掲載しているDB掛金相当額の詳細内容等については、企業年金REPORT 2023の「Ⅱ. DC拠出限度額見直し(P28~)」をご参照下さい。



SCAN ME



あなたの未来を強くする



【住友生命保険相互会社】
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8630(年金数理室)
<ホームページ><https://www.sumitomolife.co.jp>